

～理・美容所の事務手続きについて～

★次のような場合は、新規開設届出が必要です。

- ！新しく別の理・美容所を開設する
- ！施設の新築・大幅な増改築・仮設店舗
- ※手続き方法、必要書類については保健所に相談してください。

★次のような場合、変更届出が必要です。

変更事項	摘要	添付書類等 (変更したことがわかるもの)
◎理・美容所名称		
◎理・美容所住所	居住表示変更	
◎開設者氏名、住所	婚姻等による氏名の変更 法人名・代表者・所在地の変更	戸籍謄抄本 登記事項証明書
構造設備の 軽微な変更	※大規模な場合は 新規開設届出	構造設備概要書 構造設備平面図
従業員の変更	理・美容師の退職、採用	※採用の場合 ・診断書（結核・皮膚疾患・その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病にかかっていない旨） ・理・美容師免許証（本証） ※コピーしたのもも持参ください
管理理・美容師の 設置又は変更	理・美容師が2人以上の場合 設置が必要	管理理・美容師講習会修了証（本証） ※コピーしたのもも持参ください

※採用した理・美容師の氏名が、婚姻等により免許証等の氏名と異なっている

場合はご相談ください。（戸籍謄抄本等で確認させていただく必要があります）

※理・美容師免許（紛失のため再交付、婚姻等による名簿・免許証書き換え等）の相談
管理理・美容師講習会の開催について

→（公財）理容師美容師試験研修センター TEL：03-5579-0911

★次のような場合は、廃止届出が必要です。

！理・美容所をやめる（確認証を添付）

★次のような場合は、承継届出が必要です。

承継	摘要	添付書類
◎相続	個人開設者が死亡し、 直系親族が相続	被相続人が死亡したことがわかる戸籍 相続人が明らかとなる戸籍 相続同意書
◎合併	法人に合併があった時	登記事項証明書
◎分割	法人に分割があった時	登記事項証明書
◎事業譲渡	事業を譲渡した時	営業の譲渡が行われたことを証する書類 届出者が外国人の場合にあっては、住民票の写し

※◎の項目は、交付している確認証の裏側に変更事項等を記載（裏書証明）することができます。裏書証明を希望する場合は確認証を持参ください（証明に数日かかります）。

☆不明点等、お気軽にご相談ください。

県東健康福祉センター（県東保健所）

生活衛生課 生活薬事担当

〒321-4305

真岡市荒町116-1（1階）

TEL：0285-83-7220 FAX：0285-84-7438

